

令和元年度名古屋市教育委員会第60号議案

名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

学習指導要領にあわせ、格技場の呼称を武道場に改めます。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

4 参考

(1) 平成元年告示の中学校学習指導要領より、保健体育の節中「格技」は、「武道」に改められています。

(2) 武道場・格技場等の呼称（令和2年度当初見込み）

ア 中学校 ※笹島中学校は設置なし

「武道場」 100校

「格技場」 9校

イ 高等学校

「武道場」 8校

「格技場」 1校

その他 5校

(案)

名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規
則の一部を改正する規則

(名古屋市学校施設使用規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「格技場」を「武道場」に改める。

(名古屋市学校施設開放に関する規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規
則第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「格技場」を「武道場」に改める。

別表第 1 スポーツ開放の表、別表第 2 スポーツ開放の表及び別表第 3 スポ
ーツ開放の表中「格技場」を「武道場」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市学校施設使用規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市学校施設開放に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行								
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) スポーツ開放 中学校の運動場、体育館及び<u>武道場</u>を市民のスポーツ及びレクリエーションの場としてその使用に供することをいう。 (2)～(5) (略) 別表第1（第3条関係） スポーツ開放 <table><tr><th>学校の名称</th><th>開放施設</th></tr><tr><td>名古屋市立若葉中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立天神山中学校、名古屋市立箕瀬中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立高杉中学校、名古屋市立東港中学校、名古屋市立名南中学校、名古屋市立守山中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立大森中学校、名古屋市立神の倉中学校、名古</td><td>運動場、体育館及び<u>武道場</u></td></tr></table>	学校の名称	開放施設	名古屋市立若葉中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立天神山中学校、名古屋市立箕瀬中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立高杉中学校、名古屋市立東港中学校、名古屋市立名南中学校、名古屋市立守山中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立大森中学校、名古屋市立神の倉中学校、名古	運動場、体育館及び <u>武道場</u>	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) スポーツ開放 中学校の運動場、体育館及び<u>格技場</u>を市民のスポーツ及びレクリエーションの場としてその使用に供することをいう。 (2)～(5) (略) 別表第1（第3条関係） スポーツ開放 <table><tr><th>学校の名称</th><th>開放施設</th></tr><tr><td>名古屋市立若葉中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立天神山中学校、名古屋市立箕瀬中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立高杉中学校、名古屋市立東港中学校、名古屋市立名南中学校、名古屋市立守山中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立大森中学校、名古屋市立神の倉中学校、名古</td><td>運動場、体育館及び<u>格技場</u></td></tr></table>	学校の名称	開放施設	名古屋市立若葉中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立天神山中学校、名古屋市立箕瀬中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立高杉中学校、名古屋市立東港中学校、名古屋市立名南中学校、名古屋市立守山中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立大森中学校、名古屋市立神の倉中学校、名古	運動場、体育館及び <u>格技場</u>
学校の名称	開放施設								
名古屋市立若葉中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立天神山中学校、名古屋市立箕瀬中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立高杉中学校、名古屋市立東港中学校、名古屋市立名南中学校、名古屋市立守山中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立大森中学校、名古屋市立神の倉中学校、名古	運動場、体育館及び <u>武道場</u>								
学校の名称	開放施設								
名古屋市立若葉中学校、名古屋市立志賀中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立天神山中学校、名古屋市立箕瀬中学校、名古屋市立汐路中学校、名古屋市立高杉中学校、名古屋市立東港中学校、名古屋市立名南中学校、名古屋市立守山中学校、名古屋市立守山東中学校、名古屋市立大森中学校、名古屋市立神の倉中学校、名古	運動場、体育館及び <u>格技場</u>								

屋市立鳴子台中学校、 名古屋市立牧の池中 学校、名古屋市立植田 中学校及び名古屋市 立久方中学校	
(略)	

学習開放

(略)

生涯学習開放

(略)

別表第 2 （第 4 条関係）

スポーツ開放

区分		開放月 日	開放時間				
			平日	日曜日			
体 育 館 及 び <u>武 道 場</u>		(略)					
照明 設備 を備 える 運動 場	年間 を通 じて 開放 する 学校						
	その 他の 学校						
照明設備を 備えない運 動場							
(略)							

学習開放

(略)

生涯学習開放（図書室及びプールに

屋市立鳴子台中学校、 名古屋市立牧の池中 学校、名古屋市立植田 中学校及び名古屋市 立久方中学校	
(略)	

学習開放

(略)

生涯学習開放

(略)

別表第 2 （第 4 条関係）

スポーツ開放

区分		開放月日	開放時間				
			平日	日曜日			
体育館及び格技場		(略)					
照明設備を備える運動場	年間を通じて開放する学校						
	その他の学校						
照明設備を備えない運動場							
(略)							

学習開放

(略)

生涯学習開放（図書室及びプールに

限る。)

(略)

生涯学習開放（図書室及びプールを除く。）

(略)

別表第 3（第 6 条関係）

スポーツ開放

使用区分	使用料の額				
	午前 9 時 から 午前 11 時 まで	午前 11 時 から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から 午後 3 時 まで	午後 3 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで
(略)					
武道場	(略)				

学習開放

(略)

生涯学習開放

(略)

限る。)

(略)

生涯学習開放（図書室及びプールを除く。）

(略)

別表第 3（第 6 条関係）

スポーツ開放

使用区分	使用料の額				
	午前 9 時 から 午前 11 時 まで	午前 11 時 から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から 午後 3 時 まで	午後 3 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで
(略)					
格技場	(略)				

学習開放

(略)

生涯学習開放

(略)